

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	「令和8年度進路探究学習オリエンテーリング事業」に係る運営業務
発注課	教育課程担当課
選定事業者	北海道私立専修学校各種学校連合会札幌支部
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p><b>【具体的事由】</b></p> <p>本事業は、中学生の学習意欲を高め、将来に希望をもち、生き方や進路について考えることができるよう、札幌市立の中学校及び義務教育学校、中等教育学校第1学年から第3学年生徒（義務教育学校においては、7年生から9年生）を対象とした職業体験講座を実施し、進路探究学習の更なる充実を図ることを目的として実施されるものである。</p> <p>当事業を実施するにあたり委託する者に必要とされる条件として、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 札幌市内及び近郊の専修学校・各種学校を45校以上を体験施設として設定し、生徒の多様な体験希望等を考慮して、職業体験実施施設と速やかに調整の上、特定の業種（分野）に偏ることなく、業種別のグループ（分野）15種類以上85講座以上を準備できる体制を有すること</li> <li>2 体験施設となる専修学校・各種学校は、業種別に設定された講座を実施するための専門的機材等を有しており、かつ、安全に十分に配慮された体験が可能であること</li> <li>3 札幌市内及び近郊の専修学校・各種学校に所属、またはそこでの指導経験を有し、開設する各講座の内容について高い専門性を有する者を講師とすることがあげられる。</li> </ol> <p>業務履行にあたっては、札幌市内及び近郊の専修学校・各種学校の45校以上を体験施設として、85講座以上の講座を調達する必要があることから、札幌市内及び近郊の専修学校・各種学校との広いネットワークを有していることが求められる。</p> <p>また、当事業は平成25年度から当該事業者が業務を実施してきており、事業実施に係る豊富な知識と経験を活かして、これまでも適正かつ誠実に業務を履行してきた実績があり、事業開催にあたっては、中学生のニーズを的確に把握したテーマ設定ができています。</p> <p>当該事業者のほかに上記1～3の条件を満たす法人はなく、受託できる法人は当該事業者のみと認められる。以上から、当事業は、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、当事業履行の必要条件を満たしている当該事業者との特定随意契約とする。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格200万円超の場合）